平成２２年（フ）第２１２号
静岡県御殿場市萩原81番地の10
債務者　遠藤たつ子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
愛知県一宮市大和町苅安賀字川田43番地
債務者　伊藤　清美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９２号
新潟県東蒲原郡阿賀町野村1250番地
債務者　渡邉　定義
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０２号
福岡市南区桧原３丁目19番８―101号
債務者　永留　寛之
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　令枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１６号
福岡県大野城市大城５丁目31番１号
債務者　糸山　正道
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　卓弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５４３号
大阪府吹田市南金田２丁目16番10―201号
債務者　田島智惠美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　邦彦
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７６号
大阪市平野区背戸口２丁目２番13号
債務者　米田喜代子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６５号
函館市湯川町１丁目31番１号
債務者　大関　健一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１００号
北海道島牧郡島牧村字元町203番地２
債務者　渡辺　忠夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８８号
函館市昭和３丁目４番30号
債務者　成田　大騎
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
函館市湯浜町７番22号
債務者　木村　義樹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
岩手県久慈市夏井町早坂第１地割４番地34
債務者　小司　キミ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３９号
岩手県久慈市小久慈町第48地割16番地６
債務者　上田　牧子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第８０号
岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢86番地、住民票上の住所岩手県陸前高田市高田町字下和野29番地
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１１６号
山形県天童市乱川３丁目14番32号　コーポたんぽぽＡ棟207号
債務者　後藤亜里砂
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７１号
山形県上山市石堂７番32号　サンコーポラス石堂Ｃ棟101号、前住所山形県上山市栄町１丁目３番９号　コーポさかえ106
債務者　畠山　泰和
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２号
山形市城南町３丁目６番９号　土屋アパート101号
債務者　杉山　君枝
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７６号
山形市大野目２丁目２番41号　サンハイツ大野目105号
債務者　後藤　久昭
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山形地方裁判所民事部